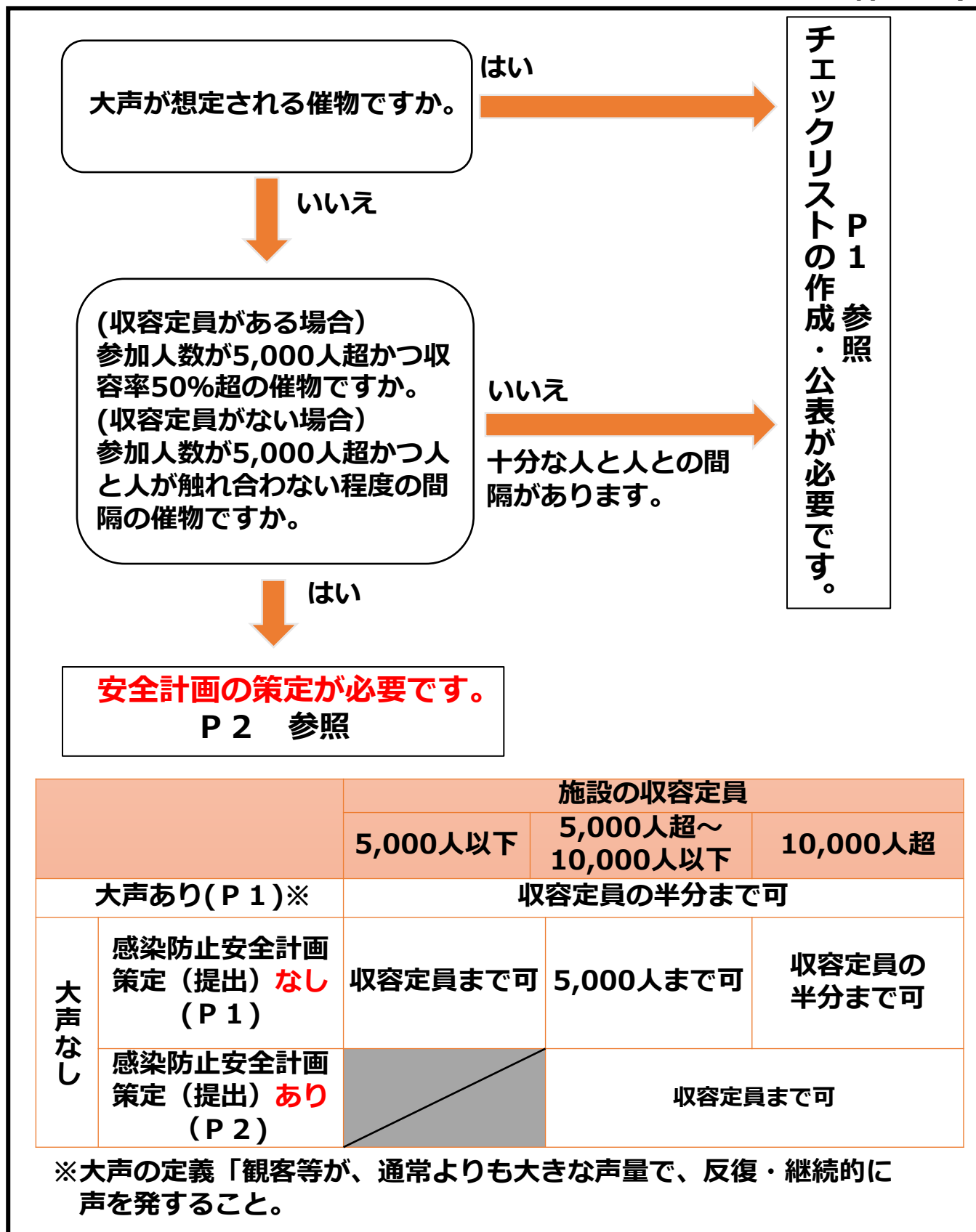


催物の開催に係る感染防止安全計画 策定について

令和4年3月22日公開
神奈川県



チエックリストの作成・公表が必要です。
P1 参照

大声が想定される催物ですか。

はい



いいえ

(収容定員がある場合)
参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物ですか。
(収容定員がない場合)
参加人数が5,000人超かつ人と人が
触れ合わない程度の間隔の催物ですか。

いいえ

十分な人と人との間隔があります。



はい

安全計画の策定が必要です。
P2 参照

		施設の収容定員		
		5,000人以下	5,000人超～ 10,000人以下	10,000人超
大声あり(P1)※		収容定員の半分まで可		
大声なし	感染防止安全計画策定(提出)なし(P1)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	感染防止安全計画策定(提出)あり(P2)	収容定員まで可		

※大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。」

1. 参加人数が5,000人以下又は収容率50%以下とする催物

○基準

	収容定員あり	収容定員なし
収容率	大声あり: 50%以内 大声無し: 100%以内	大声あり: 十分な 人と人との間隔
人数上限	5,000人又は収容定員50%のいずれか 大きい方	大声無し: 人と人 とが触れ合わない 程度の間隔

○必要な準備等

【原則：開催前】

開催に当たっては、主催者等は、下記の資料を準備し、HP等に掲載をしてください。(HPがない場合は、現地への掲示でも可)

●別紙1 感染防止策チェックリスト

【例外：開催後、問題発生時】

感染者の参加、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、下記の資料をできるだけ速やかに県へ提出してください。

●別紙2 結果報告資料

2. 大声・歓声等が無く、収容率上限を100%とする催物

○基準

	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	人と人が触れ合わない程度の間隔
人数上限	収容定員まで可	

○必要な準備等

【原則：開催前】

開催に当たっては、主催者等は、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、県に確認、助言を受けてください。

- 別紙1 感染防止安全計画
- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料

【開催後】

イベント終了後、一か月以内を目途に下記資料を県へ提出してください。

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、直ちに下記資料を県に提出してください。

- 別紙2 結果報告資料